



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

○指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する手続の特例に関する規則（高齢者福祉介護課）…………… 1

告 示

- 証紙代金収納計器の指定（税務課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課）…………… 2
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 3
- 都市計画の変更（都市計画・モノレール課）…………… 3

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課）…………… 3
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

訓 令

○沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程の一部を改正する訓令（営農支援課）…………… 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立中部病院）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院）…………… 6

人事委員会事項

○沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 8

海区漁業調整委員会事項

○漁業法に基づく指示事項…………… 9

収用委員会事項

○公示による通知…………… 13

規 則

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する手続の特例に関する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第49号

指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する手続の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定の申請等に係る事務の取扱いに関し、指定居宅サービス事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成11年沖縄県規則第61号。以下「規則」という。）の特例を定めるものとする。

(介護サービス情報公表システムを利用した申請等についての事務の取扱いの特例)

第2条 規則第2条から第9条の3までに規定する申請、申出又は届出（以下「申請等」という。）については、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和3年1月29日厚生労働省告示第29号）に定められた厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムを利用して行われる場合にあつては、知事が別に定める様式により行うことができる。

2 前項の申請等は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
(失効)
- 2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

沖縄県告示第344号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第2条第1項の規定により、証紙代金収納計器を次のとおり指定した。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証紙代金収納計器の名称	型式	計器番号	指定年月日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄020	令和5年9月8日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄021	令和5年9月8日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄022	令和5年9月8日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄023	令和5年9月8日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄024	令和5年9月8日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄025	令和5年9月8日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄026	令和5年9月8日
証紙代金収納計器システム	SH-2021型	沖縄027	令和5年9月8日

沖縄県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市地内（伊野田中地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年9月30日から令和6年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 県内全域（北大東村及び南大東村を除く。）
- 2 基本測量を実施した期間 令和5年4月1日から同年7月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（航空重力測量）

沖縄県告示第347号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市東町、西1丁目及び西2丁目
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年8月25日から令和7年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（登記所備付14条地図作成）

沖縄県告示第348号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村字波平地内、うるま市字喜屋武地内及び沖縄市池原地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年9月12日から令和6年2月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第349号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 平良臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 宮古島市平良字下里
 - (2) 削除する部分 宮古島市平良字荷川取
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により、令和4年度における人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画及び中部広域都市計画道路の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和5年10月20日 午後7時開始
- 2 場所 北谷町北前区公民館 北谷町字北前276番地
- 3 都市計画の変更の案の概要 那覇広域都市計画道路の1・4・3号宜野湾道路を追加し、3・1・1号国道58号宜野湾バイパス及び3・2・1号国道58号を変更するとともに、中部広域都市計画道路の1・4・1号宜野湾道路を追加し、3・1・1号国道58号を変更する。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和5年10月13日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、宜野湾市建設部都市計画課又は北谷町建設経済部都市計画課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年12月14日 沖縄県指令土第784号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原524番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根534番地4 ネクステージE K Y302 大城知佳
- 5 検査済証番号 令和5年9月15日 第4895号
- 6 工事完了年月日 令和5年8月22日

訓 令

沖縄県訓令第18号

沖縄県病害虫防除技術センター

沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

沖縄県病害虫防除技術センター放射線障害予防規程（平成18年沖縄県訓令第56号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条・」を「第21条の2―」に改める。

第3条第2項中「細則」を「細則等」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 放射線測定器点検要領

第5条第2項中「別に定める」を削る。

第17条第4項から第6項までを削る。

第19条から第21条までの規定中「別に定める」を削る。

第7章中第22条の前に次の1号を加える。

(放射線測定器の保守)

第21条の2 所長は、主任者に対して、安全管理に係る放射線測定機器等について常に正常な機能を維持するよう保守を行わせ、測定の信頼性を確保させなければならない。

2 前項の測定の信頼性を確保するための措置の具体的な実施計画、記録、その他必要事項は、放射線測定器点検要領により行わなければならない。

第22条第1項第1号中「別に定める」を削り、同項第2号ア中「よるものとする」を「よるものとする」とに改め、同項に次の1号を加える。

(3) 測定は、放射線測定器点検要領に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて行うこと。

第23条第1項中「主任に対して」の次に「次に掲げる事項に従い」を加え、「測定が困難な場合」を「測定が困難なとき」に改め、同項第2号中「行う」を「行うこと」に改め、同項第3号中「行うこととする」を「行うこと」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 管理区域に立ち入る者の個人被ばく線量の測定は、放射線測定器点検要領に従い外部の機関に委託して行うこと。ただし、個人被ばく線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのある一時的立入者については放射線測定器点検要領に従い、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いて測定する場合は、この限りでない。

第27条第3項中「及び不妊化施設の点検」を「、不妊化施設の点検及び放射線測定器の信頼性の確保に関する記録」に改める。

第28条、第29条及び第31条中「別に定める」を削る。

第32条第1項第2号中「放射線安全管理業務評価書」を「放射線安全管理業務評価書・改善計画書」に改め、同項第4号中「別に定める放射線安全管理業務改善計画書」を「放射線安全管理業務評価書・改善計画書」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（同項に1号を加える改正規定を除く。）、第5条第2項の改正規定、第17条第4項から第6項までを削る改正規定、第19条から第21条までの改正規定、第22条第1項の改正規定（同項に1号を加える改正規定を除く。）、第23条第1項の改正規定（同項に1号を加える改正規定を除く。）、第28条、第29条及び第31条の改正規定並びに第32条の改正規定は、令和5年9月29日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 調達する物品等の種類 内視鏡関連機器（耳鼻科）の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和5年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 過去2年間に、調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、2件以上の実績を有する者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 過去2年間に、調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、2件以上の実績を有することを証する書類

- キ その他入札説明書に定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立中部病院設備・調達課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111 E-mail:och_setubi01@hosp.pref.okinawa.jp
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和5年11月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立中部病院が実施する内視鏡関連機器（耳鼻科）の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 内視鏡関連機器（耳鼻科）の賃貸借 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和5年9月29日付け沖縄県公報定期第5157号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による内視鏡関連機器（耳鼻科）の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立中部病院ホームページ (<https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/news/>) から様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和5年11月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県立中部病院設備・調達課 〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和5年11月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年11月9日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立中部病院第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和5年11月7日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立中部病院設備・調達課
- (2) 所在地 〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和5年11月9日(木曜日)午前9時
 - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of Endoscope related equipment 1 set
- (2) DELIVERY PERIOD
The date in March 31, 2024 designated by Okinawa Prefectural Chubu Hospital
- (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS
5:00 p.m. November 7, 2023
- (4) DATE AND TIME FOR BIDS
10:00 a.m. November 9, 2023
- (5) CONTACT
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital 281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293 Japan
Telephone 098-973-4111

人事委員会事項

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第12号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄市の項中「人事課及び契約管財課の課長補佐 政策企画課行政改革担当の副主幹」を「人事課及び契約管財課の課長補佐」に改め、同表今帰仁村の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表本部町の項中「課長」を「統括監 課長」に改め、同表宜野座村の項中「課長 会計管理者」を「課長 政策調整監 会計管理者」に改め、同表伊江村の項中「会計管理者 所長」を「会計管理者 所長 船長」に、

		中学校	校長 教頭	を
	農業委員会事務局		局長	

		中学校	校長 教頭	に改め、同表那
--	--	-----	-------	---------

覇港管理組合の項の次に次のように加える。

沖縄県北部	事務局		事務局長 副参事 会計管
-------	-----	--	--------------

医療組合

理者 室長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年9月29日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、令和5年10月1日から同年11月30日まで及び令和6年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

（ソデイカはえ縄漁業の禁止）

第3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（試験研究等の適用除外）

第5 この指示のうち第2又は第3の規定は、次のいずれかに該当する者であつて、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) その他特に必要があると認められる者

（適用除外の承認申請）

第6 第5に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第7 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第8 委員会は、第6若しくは第7の申請に対する承認をするとき、又は第9の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

第9 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

（制限若しくは条件の変更、承認の取消し又は採捕等の停止）

第10 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限若しくは条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕等を停止させることができる。

（承認証の漁船への備付け）

第11 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

第12 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第5号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（操業実績の報告）

第13 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ソデイカ採捕報告書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（廃止届の提出）

第14 承認を受けた者がソデイカの採捕等を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第7号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第15 この指示の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。

第1号様式（第6関係）

ソデイカ採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号に基づき、下記のとおりソデイカの採捕の承認を受けたいので申請します。

記

1 操業区域

2 漁具（疑餌針数）

3 操業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 使用する漁船

(1) 船名

(2) 漁船登録番号 ON -

(3) 総トン数

第2号様式（第7関係）

ソデイカ採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

下記によりソデイカの採捕の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 変更しようとする事項

項 目	現在の承認内容	変更しようとする内容
4 変更しようとする時期	年 月 日	
5 変更しようとする理由		

注 住所変更の際は、住民票抄本を添付すること。

第3号様式（第8関係）

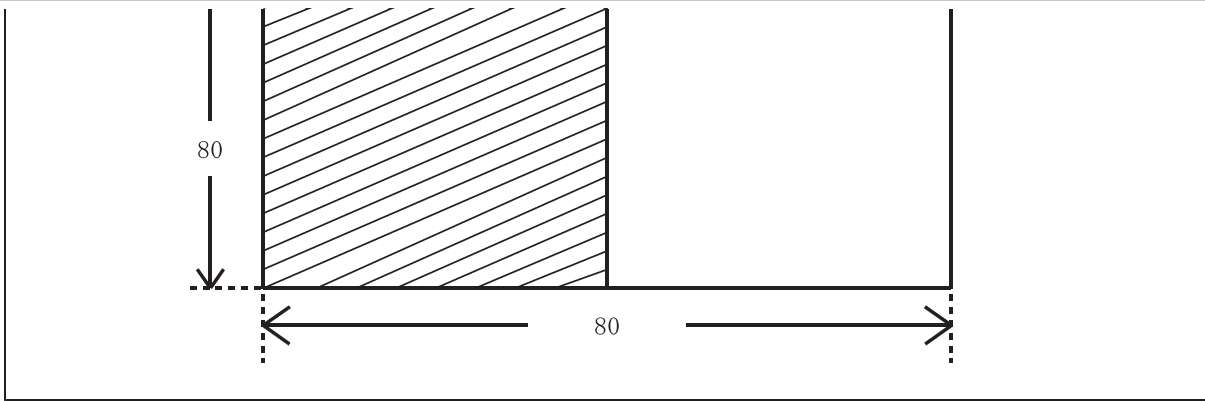
承認番号 沖調S 第 号	
ソデイカ採捕承認証	
住所 氏名	
1 操業区域	
2 操業方法	
3 操業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 漁船	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
5 承認の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 制限又は条件	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会 会 長 印	

第4号様式（第9関係）

ソデイカ採捕承認証再交付申請書	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	
住所 氏名	
ソデイカ採捕承認証を亡失（毀損）したので、再交付を申請します。	
なお、再交付があった日後、亡失した承認証が見つかった場合には、速やかに返納することを誓約します。	
記	
1 承認番号	沖調S 第 号
2 船名	
3 亡失（毀損）の理由	

第5号様式（第12関係）

承認旗章	



注1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は白である。

2 数字はセンチメートルを示す。

第6号様式（第13関係）

ソデイカ採捕報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

年 月から 年 月までにおけるソデイカの採捕の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号 沖調S 第 号
- 2 漁船登録番号及び船名
- 3 乗組員数 名
- 4 操業状況

水揚月	漁獲数量 (kg)	備 考
12月		
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		禁漁期
7月		禁漁期
8月		禁漁期
9月		禁漁期
10月		禁漁期
11月		禁漁期

注 第6号様式の別紙を添付すること

第6号様式の別紙

船名：

操業月日	漁場位置（投縄位置） （北緯、東経）	擬餌針数 （本）	漁獲数量 （尾数）	漁獲数量 （kg）
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			
月 日	N ° ' E ° '			

注 「漁場位置」、「擬餌針数」及び「漁獲数量（尾数及びkg）」については、漁獲がなかった場合にも記入すること。

第7号様式（第14関係）

ソデイカ採捕廃止届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名

下記によりソデイカの採捕を廃止したので届け出ます。

記

1 承認番号 沖調S 第 号

2 船名

3 廃止の理由

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第18号

使用しようとする土地 嘉手納町字東野理原350番及び381番

土地所有者 詫磨弥生子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府大阪市西成区天下茶屋三丁目5番地

土地所有者 近藤アイ 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、愛媛県西条市中野甲481番地第2

土地所有者 池田恒子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、京都府京都市左京区吉田下大路町3番地

土地所有者 池原悦子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府大阪市大正区北村三丁目8番地

土地所有者 菊田妙子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都品川区東五反田三丁目191番地

土地所有者 名嘉康子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、浦添市大平一丁目39番地2

土地所有者 勝間一裕 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、大阪府堺市堺区中田出井町三丁目85番地

土地所有者 不明ただし、亡和氣圭子相続財産清算人 住所不明

土地所有者 宮城良子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市普天間一丁目699番地

土地所有者 宮城文子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市普天間一丁目699番地

土地所有者 清水晶 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、埼玉県桶川市若宮一丁目207番地7

土地所有者 関本謙 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、京都府京都市左京区黒谷町4番地

土地所有者 府上忠 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、神奈川県横浜市西区戸部町七丁目221番地1

- 土地所有者 不明ただし、亡小池康範相続財産清算人 住所不明
- 土地所有者 藤岡真 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、埼玉県蓮田市椿山一丁目28番
- 土地所有者 不明ただし、亡古波津亮相続財産清算人 住所不明
- 土地所有者 不明ただし、亡湯村悦朋相続財産清算人 住所不明
- 土地所有者 山本有希 住所及び居所不明ただし最後の住所、アメリカ合衆国テキサス州ヒューストン市
レイク通り3278
- 土地所有者 久田夏子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、うるま市字喜屋武430番地 1
- 土地所有者 知念弘 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、南城市玉城字富里47番地
- 土地所有者 不明ただし、亡漢那安範相続財産清算人 住所不明
- 土地所有者 クンスト暁子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市伊佐三丁目23番
- 土地所有者 不明ただし、亡新里ひとみ相続財産清算人 住所不明
- 土地所有者 仲間敏子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地
- 土地所有者 仲間武 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地
- 土地所有者 仲間光子 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地
- 土地所有者 仲間久 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地
- 土地所有者 仲間昇 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地
- 土地所有者 仲間榮 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地
- 土地所有者 仲間眞光 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野座村字惣慶1210番地
- 土地所有者 青山歩 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都品川区中延二丁目7番
- 土地所有者 米盛かおる 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、沖縄県那覇市泊2丁目11番地11
- 土地所有者 池田恵 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、東京都清瀬市元町一丁目18番
- 土地所有者 平良美華 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、うるま市字赤道11番地8
- 土地所有者 川上智里 住所及び居所不明ただし最後の本籍地、宜野湾市字野嵩1486番地

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

嘉手納飛行場その5に係る令和5年9月11日付け審理の開催についての通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和5年10月24日をもってその書類の通知があったものとみなされます。

令和5年9月29日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---------------------------------------------	-----------------------------------------



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

人事行政の運営等の状況

令和4年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した令和4年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した令和4年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により公表するものである。

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（令和4年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	123	17	6	52	198
事務職	73	17	4	8	102
技術職	50	0	2	44	96
警察職	37	0	57	5	99
教育職	0	0	0	399	399
企業職	11	0	2	222	235
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（令和4年度）

（単位：人）

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職	113	89	202
事務職	63	36	99
技術職	50	53	103
警察職	0	46	46
教育職	213	95	308
企業職	7	85	92
現業職	30	7	37

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（令和4年度）

（単位：人）

区分	定年退職	早期退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	63	15	100	2	1	0	2	110	293
警察職	46	9	32	0	1	0	1	19	108
教育職	297	28	165				4	53	547
企業職	34	4	171	0	0	0	3	0	212
現業職	13	1	3	0	0	0	1	2	20

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 早期退職 早期退職募集制度による退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	職員数			対前年増減数			令和4年度分の主な増減理由	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
一般行政部門	議会	42	41	43	0	△1	2	議会史編纂業務増 欠員不補充 欠員不補充 欠員不補充 新型コロナウイルス関連 欠員不補充 欠員不補充 観光関連業務増 欠員不補充
	総務企画	776	794	776	22	18	△18	
	税務	171	164	160	0	△7	△4	
	民生	431	423	407	13	△8	△16	
	衛生	560	603	744	△14	43	141	
	労働	89	90	87	△3	1	△3	
	農林水産	874	868	844	△11	△6	△24	
	商工	265	260	264	0	△5	4	
	土木	731	738	712	10	7	△26	
小計	3,939 (89)	3,981 (83)	4,037 (79)	17 (△25)	42 (△6)	56 (△4)	(参考：人口10万人当たりの職員数276人)	
特部別門行政	教育	14,399	16,527	16,549	33	2,128	22	その他
	警察	3,219	3,208	3,208	142	△11	0	
小計	17,618 (168)	19,735 (157)	19,757 (158)	175 (26)	2,117 (△11)	22 (1)		
普通会計計	21,557 (257)	23,716 (240)	23,794 (237)	192 (1)	2,159 (△17)	78 (△3)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,626人)	

公会 営計 企業 等	病院	2,887	2,922	2,985	62	35	63	看護体制強化
	水道	225	228	228	2	3	0	
	下水道	70	73	72	1	3	△1	欠員不補充
	その他	30	28	27	1	△2	△1	その他
	小計	3,212 (87)	3,251 (92)	3,312 (85)	66 (△6)	39 (5)	61 (△7)	
合計		24,769 (344)	26,967 (332)	27,106 (322)	258 (△5)	2,198 (△12)	139 (△10)	(参考：人口10万人当 たりの職員数1,843人)
		28,095	28,285	28,840	322	190	555	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書きとし、職員数の外書きとしている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
(2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
(3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
(4) 合計欄の最下段の数値は、条例定数の数値である。

年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区分	21歳 未満	21歳 ～ 25歳	26歳 ～ 30歳	31歳 ～ 35歳	36歳 ～ 40歳	41歳 ～ 45歳	46歳 ～ 50歳	51歳 ～ 55歳	56歳 ～ 60歳	61歳 以上	計
職員数	人 91	人 1,489	人 2,914	人 3,412	人 3,825	人 4,178	人 4,677	人 3,697	人 2,481	人 342	人 27,106

職員数の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の 増減数（率）
職員数	人 24,137	人 24,345	人 24,511	人 24,769	人 26,967	人 27,106	人 2,969（12.3%）

備考 1 各年度における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数

2 組織再編等のあった部門にあつては、組織再編等の前の年については組織再編前の部門における合計職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況（令和4年度）

	評価の方法	評価者	評価結果の活用
知事 部 局 等	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分
	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力を評価 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警察 本	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令（平成29年沖縄県警察本部訓令第4号）第7条の規	所属長等	昇任試験での加点措置等

部	定に基づく定期評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告		
	【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定 【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告	所属長等	条件付採用職員の正式採用
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた人事評価 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	昇格及び昇給への反映
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく人事評価 【方法】 所属長等による人事評価の報告	所属長等	勤勉手当成績率への反映
教育庁	【事務局】 能力評価及び業績評価（一般職に属する職員） 所属長等による勤務成績の評価及び面談（条件付採用期間中の職員）	所属長等	・昇給及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分 ・条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
	【県立学校及び小中学校】 役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） 評価方法：5段階の絶対評価（一部3段階） 自己申告と評価者面談（年3回実施） 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 評価結果は全員に開示し、教職員の資質能力の向上を図る。 苦情には「苦情相談」と「苦情処理」で対応	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定、任用並びに分限処分
議会事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 全職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監査委員事務局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員会	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定

企業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定並びに昇任
病院事業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 本局を本務として在籍する一般職員	所属長等	昇任、給与及び定期人事異動等

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B÷A	(参考)令和3年度 の人件費率
令和4年度	人 1,485,526	千円 912,192,057	千円 5,617,504	千円 206,087,764	% 22.6	% 19.9

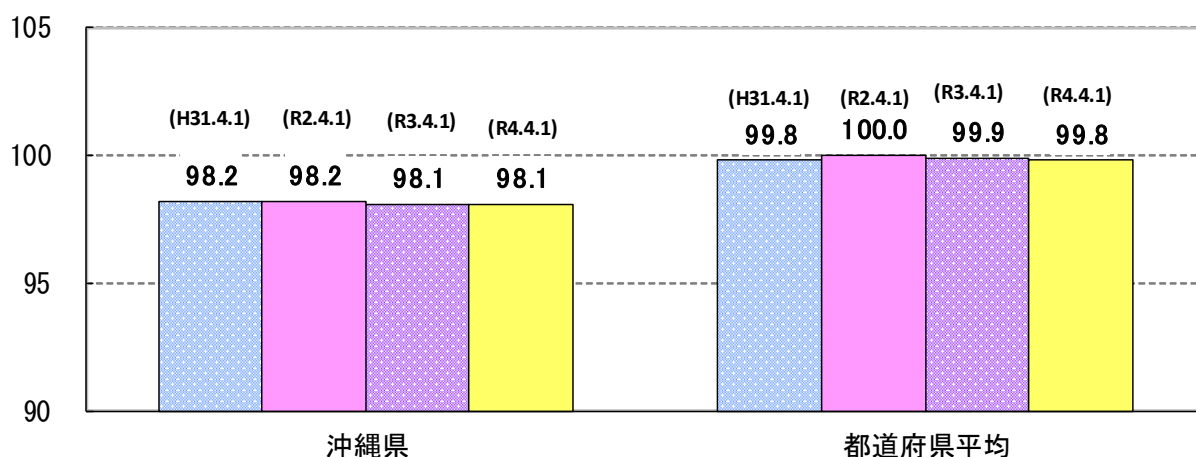
イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 あたりの給与費 B/A	(参考)都道 府県平均1人 あたりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和4年度	人 23,794	千円 99,471,882	千円 18,702,865	千円 37,176,560	千円 155,351,307	千円 6,529	千円 6,821

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。
2 表中「職員数」は、令和4年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況

(ア) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指

数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

- (イ) ラスパイレス指数の上昇理由等
該当なし

エ 給与改定の状況

- (ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和4年度	円 349,983	円 349,123	円 860	% 0.25	% 0.24	% 0.3

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

- (イ) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	月 4.38	月 4.30	月 0.08	月 0.1	月 4.40	月 4.40

(注) 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

備考 上記年間支給月数の他、令和3年人事委員会勧告における0.15月の引下げ分(4.45月→4.3月(△0.15月))を令和4年6月の期末手当から減額している。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2パーセントの引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- (ア) 給料表の見直し

実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2パーセント引下げ。

初任給等は引き下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大4パーセント程度引下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表(1)以外の給料表において見直しを実施。

新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置を実施。

- (イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定。

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。国と同様に段階的に支給率を引き上げ。なお、本県内において支給対象地域はなし。

- (ウ) その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 平成27年4月1日

カ 特記事項

なし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	41.2 歳	312,370 円	375,523 円	343,808 円
国	42.7 歳	323,711 円	—	405,049 円
都道府県平均	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額 B	
沖縄県	54.7歳	264人	302,480円	341,861円	319,568円	—	—	—	—
うち運転士	56.4歳	41人	336,220円	381,623円	355,897円	乗用自動車 運転者	50.6歳	220,000円	1.73
うち用務員	54.2歳	92人	269,634円	292,656円	281,395円	運搬・清掃・包装 等従事者	49.1歳	236,600円	1.24
うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	56.0歳	54人	337,337円	407,118円	365,011円	—	—	—	—
うち介助員	50.8歳	39人	263,808円	287,679円	276,399円	—	—	—	—
うち電話交換士	55.2歳	5人	353,620円	368,180円	359,620円	—	一歳	一円	—
うち印刷技士	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	—	一歳	一円	—
うち土木整備員	57歳	8人	317,038円	351,390円	335,850円	—	一歳	一円	—
うち守衛	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	警備員	47.8歳	208,200円	非公表
うち調理員・調理士	56.3歳	23人	336,480円	388,071円	352,437円	飲食物調理 従事者	44.8歳	209,300円	1.85
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
都道府県平均	53.8歳	165人	313,167円	367,801円	344,216円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,059千円	2,935千円	2.06
うち用務員	4,269千円	3,188千円	1.34

うち農業技術補佐員 ・農林水産技能員	6,375千円	—	—
うち介助員	4,087千円	—	—
うち電話交換士	6,131千円	—	—
うち印刷技士	非公表	—	—
うち土木整備員	5,466千円	—	—
うち守衛	非公表	2,722千円	非公表
うち調理員・調理士	6,014千円	2,750千円	2.19

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成31～令和3年の3ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	45.6 歳	385,328 円	435,560 円
都道府県平均	44.8 歳	370,141 円	431,828 円

(エ) 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.1 歳	359,476 円	403,434 円
都道府県平均	42.1 歳	354,106 円	409,261 円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	38.8 歳	324,943 円	462,983 円	359,244 円
国	41.4 歳	320,437 円	—	379,615 円
都道府県平均	38.8 歳	325,987 円	465,679 円	374,920 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	沖縄県	国

一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	—
	中学卒	139,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	204,000 円	—
	高校卒	177,400 円	—
小・中学校教育職	大学卒	204,000 円	—
	高校卒	180,000 円	—
警察職	大学卒	208,600 円	211,400 円
	高校卒	173,400 円	173,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,736 円	359,451 円	381,514 円	398,296 円
	高校卒	214,530 円	290,170 円	339,900 円	368,233 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	356,767 円
高等学校教育職	大学卒	300,901 円	389,362 円	422,214 円	434,063 円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	301,697 円	382,856 円	409,404 円	424,557 円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	282,028 円	374,228 円	407,061 円	415,407 円
	高校卒	253,120 円	330,844 円	386,640 円	400,312 円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

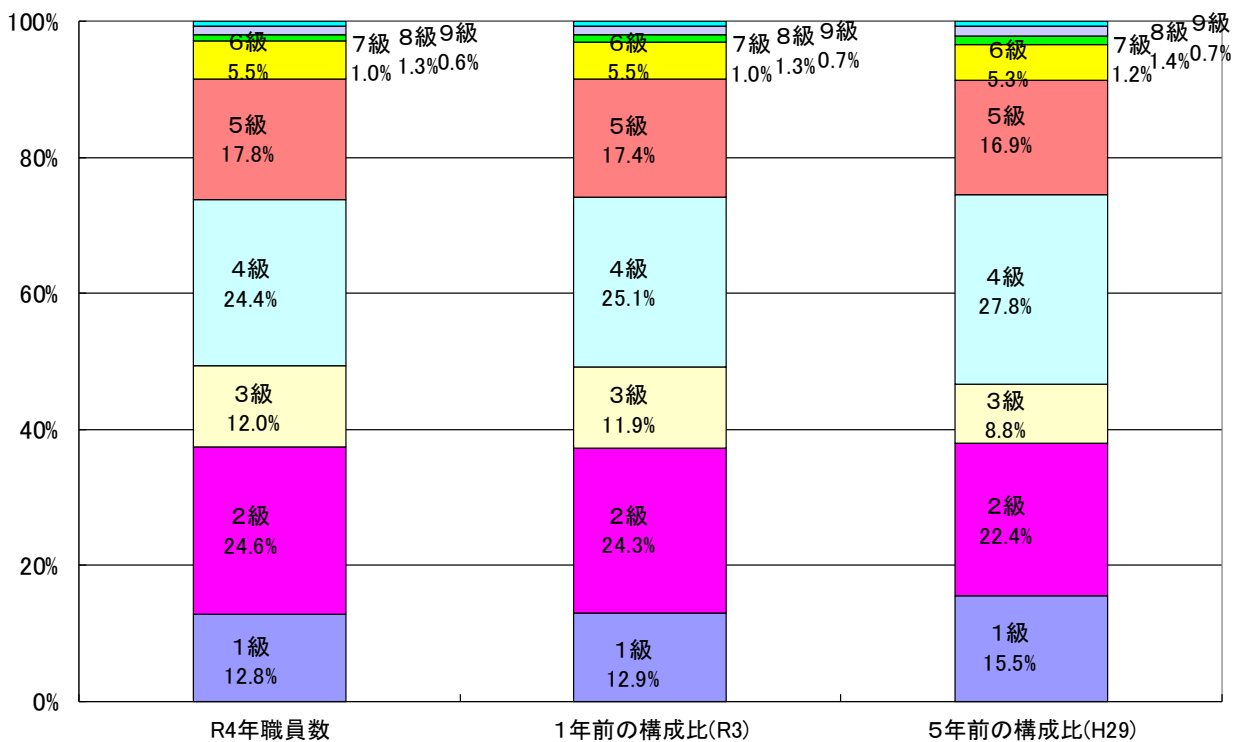
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

(ア) 級別職員の数等

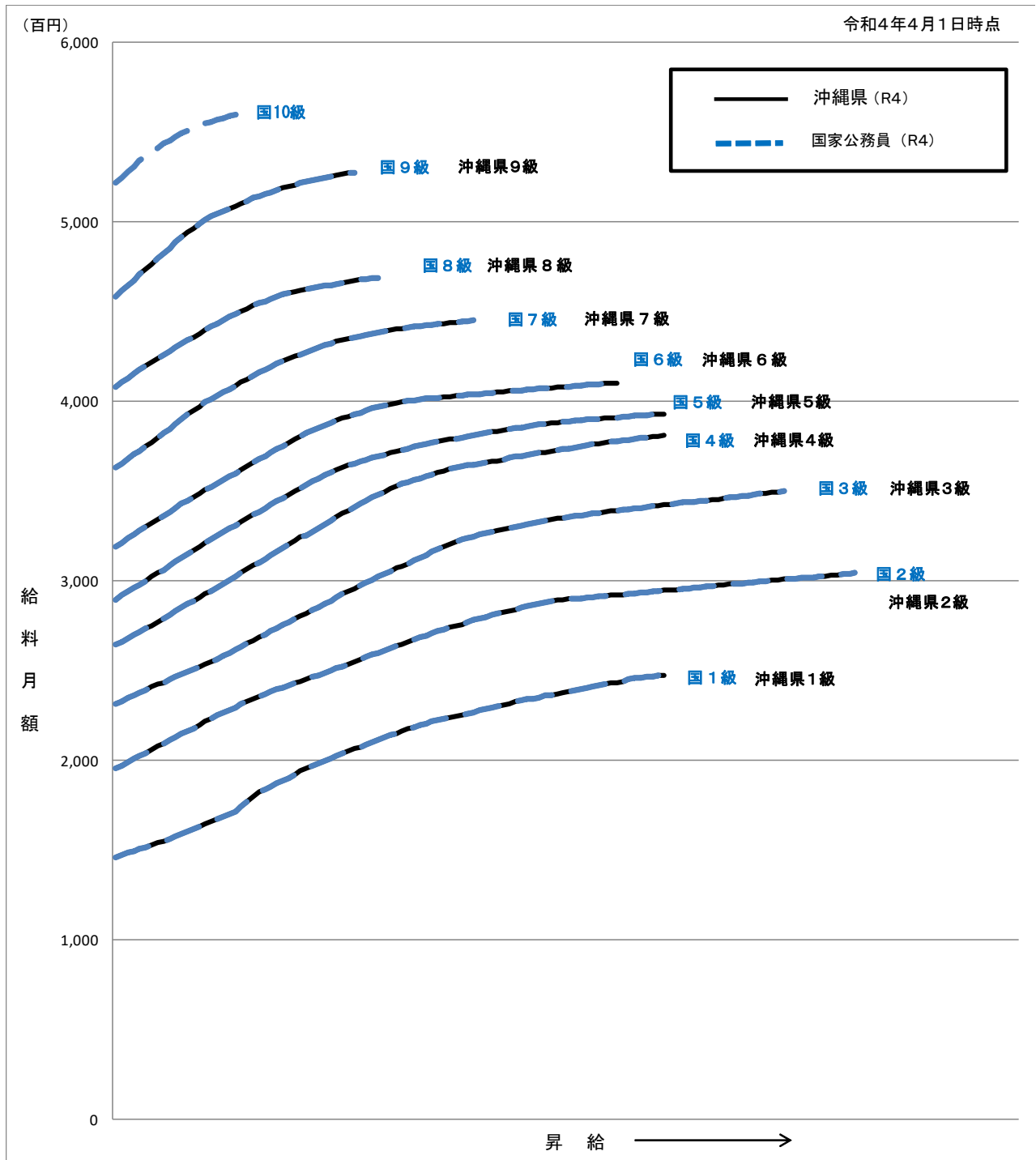
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	613人	12.8%	146,100円	247,600円
2級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,177人	24.6%	195,500円	304,200円
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	572人	12.0%	231,500円	350,000円
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする	1,166人	24.4%	264,200円	381,000円

	主査又は主任技師の職務				
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	849人	17.8%	289,700円	393,000円
6級	課長又は副参事の職務	264人	5.5%	319,200円	410,200円
7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	50人	1.0%	362,900円	444,900円
8級	統括監又は参事の職務	60人	1.3%	408,100円	468,600円
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	28人	0.6%	458,400円	527,500円

- 備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 (イ) 級別職員の構成比



イ 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月1日から令和5年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
ア	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分

	上位、標準及び下位の区分		○		○
	上位及び標準の区分				
	標準及び下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
イ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県			国		
令和4年度1人当たり平均支給額 1,451千円			—		
令和4年度支給割合 期末手当 2.45月分 (1.35)月分	勤勉手当 1.95月分 (0.95)月分		令和4年度支給割合 期末手当 2.40月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセントから25パーセン トまで		

備考 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準及び下位の成績率			○		○
上位及び標準の成績率					
標準及び下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
イ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分

その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 7,270千円 20,958千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無) - 円 - 円
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算見込み)			56,170千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算見込み)			802,429円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20.0 %	42 人	20.0 %
大阪府大阪市	16.0 %	5 人	16.0 %
愛知県名古屋市	15.0 %	1 人	15.0 %
千葉県千葉市	15.0 %	1 人	15.0 %
広島県呉市	3.2 %	1 人	- %
医師・歯科医師	16.0 %	21 人	16.0 %
平均支給率	0.05 %	-	0.05 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.1 (98.1)

備考 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算見込み)			1,106,560千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算見込み)			88,988円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度決算見込み)			52.3%	
手当の種類 (手当数)			46	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
種雄牛等取扱 手当	畜産研究センター及び 家畜改良センターに勤 務する職員(現業職員 を含む。)	(1) 牛及び豚の自然交 配、精液の採取若しく は人工授精又はこれら の作業の準備のために 牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作 業の準備のために牛を 御する作業	80千円	日額230円

交通取締等手当	特定警察官（警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。）及び涉外事件通訳員	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	9,552千円	(1) 日額560円（高速道路における作業の場合は、日額840円） (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	11,627千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官並びに商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に勤務する職員	火薬類取締法及び高压ガス保安法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	6千円	日額230円
海上業務手当	職員	船舶に乗り組み、航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	3,924千円	日額230円 (警察官が特に困難な作業に従事した場合にあっては、690円)
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	2,945千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉事務所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司等	福祉に関する業務	22,225千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司及	福祉に関する業務		日額900円

	び児童心理司			
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹並びに児童福祉司及び相談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員	福祉に関する業務		日額1,120円
	福祉事務所に勤務し現業を行う母子・父子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事、女性相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	—	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	—	日額250円
精神保健業務手当	保健医療部地域保健課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	20千円	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務		

爆発物等処理 作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	—	1回5,200円 (特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官並びに農林水産振興センター農林水産整備課、水産海洋技術センター、栽培漁業センター、教育庁文化財課、埋蔵文化財センター、沖縄水産高等学校(実習船の運航に関する業務に従事する職員に限る。)に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	122千円	(1) 潜水深度20mまで 1時間310円 (2) 潜水深度30mまで 1時間780円 (3) 潜水深度30m超 1時間1,500円 (劣悪な環境下の場合は、1時間につき310円を加算)
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	567千円	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	7,958千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 (一等及び二等整備士の場合は、1時間1,500円) (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査 手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務 (1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業(これに直接関連する業務を含む。) (2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業	—	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円 (4) 日額820円

		(5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業		(5) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	906千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	63,389千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務</p> <p>(1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務（(2)に掲げる業務を除く。）</p> <p>(2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務</p> <p>(3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務</p> <p>(4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）</p>	4,469千円	<p>(1) 日額820円 （船長、機関長等は、日額1,750円）</p> <p>(2) 日額1,640円 （船長、機関長等は、日額3,500円）</p> <p>(3) 日額410円 （船長、機関長等は、日額870円）</p> <p>(4) 日額230円</p>
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	<p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務</p> <p>(1) 航海実習における指導の業務</p>		(1) 日額2,750円

		(2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除		(2) 日額1,650円
浄化処理作業 手当	下水道事務所（管理班、施設班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する職員に限る。）に限る。）に勤務する職員	(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業 (2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 (3) 汚泥等の採取作業 (4) 汚泥等の化学試験及び検査作業	317千円	日額450円 （(4)の作業に従事した場合は、日額290円）
防疫等作業 手当	職員	(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業 (2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 (3) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 (4) 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業 (5) 動物用生物学的製剤	153千円	(1) 日額290円 (2) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円） (3) 日額290円 (4) 日額290円 (5) 日額290円

		製造又は病原検索試験研究の作業		
	(1) 保健所に勤務する運転士	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		(1) 日額290円
	(2) 家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場に勤務する現業職員	(2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		(2) 日額290円
	(3) 現業職員	(3) 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業		(3) 日額380円 （と殺作業に従事した場合は、日額760円）
	(4) 現業職員	(4) 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業		(4) 日額290円
有害薬物取扱等手当	(1) 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等に勤務する職員	(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物を利用した理化学的試験研究若しくは病虫害防除の作業	235千円	日額290円
	(2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員	(2) 医療法（昭和23年法律第205号）及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務		
	農業研究センター、家	毒物又は劇物を利用した		

	畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター及び高等学校に勤務する現業職員	理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業		
用地等交渉手当	土木事務所（用地班、河川都市用地班等）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務	8,821千円	日額750円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）
	土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務		日額600円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）
私服捜査等手当	特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員	私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業	28,303千円	日額560円
看守手当	特定警察官	留置施設における被留置者の看守の作業	4,748千円	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業	2,099千円	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業	2,874千円	(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	39,213千円	日額340円（東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事

				した場合は、日額840円を加算)
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	88,066千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療政策課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	—	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	3,893千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1,842千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	—	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	48,517千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事した場合は、日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	521,936千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円

		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額5,100円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額2,700円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所及び家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	166千円	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	1,423千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	133千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	216千円	1回につき1,240円
教育業務連絡	小学校、中学校、高等	教務その他教育に関する	121,688千円	日額200円

指導手当	学校及び特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	事項についての連絡調整及び指導助言の業務		
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	410千円	日額640円 （天皇、皇后等の身辺の警護の作業の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）	185千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	56,588千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	400千円	日額300円
東日本大震災関連作業手当	職員	東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務 (1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外） (2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内） (3) 帰還困難区域に設定することとされた区域（屋外） (4) 帰還困難区域に設定することとされた区域（屋内）	—	(1) 日額20,000円 （敷地内の屋外作業の場合は13,300円） (2) 日額3,300円 (3) 日額6,600円 (4) 日額1,300円

		(5) 居住制限区域（屋外） (6) 居住制限区域（屋内）		(5) 日額3,300円 (6) 日額660円 (3)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割
原子力緊急事態関連作業手当	職員	職員が原子力緊急事態宣言であった場合で、緊急事態応急対策実施区域等を考慮して定める区域における業務	—	日額20,000円以内
防疫等作業手当（特例）	職員	新型コロナウイルス感染症に対処するため、(1)から(4)までに掲げる区域で行う(5)から(10)までに掲げる業務 【区域】 (1) 病院、診療所又は宿泊施設（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の療養等を行うための宿泊施設） (2) 新型コロナウイルス感染症の患者等が前号に掲げる施設への移動に際して使用する施設 (3) 新型コロナウイルス感染症の患者等の搬送に使用する自動車、船舶又は航空機 (4) 女性相談所（一時保護所に限る。）、若夏学院、児童相談所（一時保護所に限る。）、離島児童生徒支援センター、県立高等学校の寄宿舍、県立特別支援学校の寄宿舍、名護市県立高等学校北部合同寄宿舍、警察施設（留置施設及び保護所に限る。）、新型コロナウイルス感染症の患者等	46,546千円	日額4,000円（新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行うもの） 日額4,000円（新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体に接触して行うもの） 日額3,000円（上記以外のもの）

	<p>の検体の採取を行う場所又は対面により検体の提出を受ける場所</p> <p>【業務】</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症の患者等の看護、健康管理、生活支援又は搬送の作業</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する積極疫学調査（対面による場合に限る。）</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する検体の採取の作業</p> <p>(8) (7)の作業に附随して新型コロナウイルス感染症の患者等に対面して行う介助又は説明の作業</p> <p>(9) 作業場所の要件に該当する施設等の消毒の作業</p> <p>(10) 作業内容の要件に該当する作業に従事したものが着用した感染防止の用に供する衣類の消毒の作業</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

備考 新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例は、令和2年7月31日に公布された「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特務勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第39号）」により、令和2年2月1日から適用されている。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算見込み）	3,855,602千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）	461千円
支給実績（令和3年度決算）	3,905,224千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	471千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算見込み)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算見込み)

扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）	同じ。	—	3,101,063千円	272,909円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額28,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	2,732,882千円	275,520円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	異なる。	交通機関利用の支給限度額は、月額55,000円	1,945,481千円	90,728円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	—	320,382千円	563,062円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額	異なる。	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給	1,045,986千円	673,093円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 (1) 医師又は歯科医師 月額	異なる。	獣医師に支給なし	98,500千円	1,262,821円

	414,800円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 獣医師 月額30,000円以内（10年間漸減しながら支給）				
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	762,853千円	606,884円
特勤手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ8パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額			1,374,766千円	786,479円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ。	—	483,888千円	113,936円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	203,561千円	85,854円
宿直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回	同じ。	—	479,416千円	167,980円

	につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円）				
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ。	—	14,142千円	117,850円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			946,475千円	58,689円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の2パーセント又は4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の3パーセント又は6パーセント			51,076千円	240,925円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6パーセント（定時制通信教育手当を受ける者は4パーセント）			124,718千円	241,234円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額の4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額の8パーセント			28,187千円	281,870円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			—	—

(5) 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等
-----	-----------

給料	知事 副知事	1,230,000円 970,000円
報酬	議長 副議長	980,000円 840,000円 750,000円
期末手当	知事 副知事	(令和4年度支給割合) 3.15月分
	議長 副議長	(令和4年度支給割合) 3.15月分
退職手当	知事 副知事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 123万円×在職月数×0.50 2,952万円 任期毎 97万円×在職月数×0.42 1,955万円 任期毎

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 令和3年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和4年度	千円 28,015,754	千円 7,401	千円 1,887,445	% 6.7	% 7.0

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B÷A	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和4年度	人 243	千円 935,521	千円 224,730	千円 353,560	千円 1,513,811	千円 6,230	千円 6,759

備考 1 表中「職員数」は、令和5年3月31日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費267,220千円は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	44.0歳	334,297円	519,139円
団体平均	44.1歳	357,391円	563,334円
事業者	—	—	—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(v) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和4年度1人当たり平均支給額 1,455千円	令和4年度1人当たりの平均支給額 1,567千円
令和4年度支給割合 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95月分 (0.95)月分	令和4年度支給割合 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95月分 (0.95)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和4年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 19.6695月分 勤続20年 28.0395月分 勤続25年 39.7575月分 勤続35年 47.709月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 円 21,329千円	(支給率) 自己都合 19.6695月分 勤続20年 24.58688月分 勤続25年 33.27075月分 勤続35年 47.709月分 最高限度額 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 — 円 14,687千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算見込み）			839千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）			419,640円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	1人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	1人	10.0%	— %

d 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算見込み）			2,041千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）			15,701円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算見込み）			53.0%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	6千円	1時間800円

用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	5千円	月額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,572千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	120千円	月額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	27千円	月額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	33千円	月額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	月額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	277千円	月額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	1千円	月額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算見込み）	96,982千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）	418千円
支給実績（令和3年度決算）	91,524千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	378千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達	同じ。	—	38,451千円	289,103円

	<p>する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給</p> <p>(1) 配偶者、父母等 月額6,500円</p> <p>(2) 子 月額10,000円 (16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算)</p>				
住居手当	<p>1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額28,000円)</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p>	同じ。	—	29,367千円	285,115円
通勤手当	<p>通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同じ。	—	35,814千円	324,296円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円 (職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算)</p>	同じ。	—	360千円	360,000円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員 (企業技監、統括監、参事、課長等) に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額</p>	同じ。	—	14,041千円	739,011円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正</p>	同じ。	—	62千円	8,857円

	規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	12,459千円	117,536円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	6,771千円	233,497円

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 令和3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 628,185	千円 16,190	千円 21,471	% 3.4	% 3.6

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和4年度	4人	千円 14,720	千円 3,826	千円 5,803	千円 24,349	千円 6,087	千円 6,358

- 備考 1 表中「職員数」は、令和5年3月31日現在の人数である。
2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費8,029千円（税込み）は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	39.3歳	322,050円	507,269円
団体平均	44.5歳	347,296円	528,656円
事業者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(v) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
-----	---------------

令和4年度1人当たり平均支給額 1,450千円	令和4年度1人当たりの平均支給額 1,471千円
令和4年度支給割合 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95月分 (0.95)月分	令和4年度支給割合 期末手当 2.45月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.95月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセン トまで 管理職加算 10パーセント

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和4年4月1日現在）

沖縄県			（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合 を加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合 を加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 － 円			1人当たり平均支給額 － 円 6,629千円		

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算見込み）		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）		0円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	0人	20.0%	16.0%
大阪府枚方市	0人	10.0%	－ %

d 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算見込み）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算見込み）		－ %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度 決算見込み）	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事 故発生防止のために 必要な業務	－	1時間800円

用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	—	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	—	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	—	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	—	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算見込み）	1,900千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）	475千円
支給実績（令和3年度決算）	915千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	229千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある	同じ。	—	738千円	369,000円

	子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 月額10,000円 (16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算)				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額28,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	524千円	262,200円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	663千円	165,780円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算)	同じ。	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員(企業技監、統括監、参事、課長等)に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1	同じ。	—	—	—

	回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	13千円	12,700円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	—	—

ウ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 65,118,756	千円 4,128,412	千円 35,808,234	% 55.0	% 54.4

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和4年度	人 3,258	千円 14,472,944	千円 9,243,007	千円 4,855,523	千円 28,571,474	千円 8,770	千円 7,341

備考 1 表中「職員数」は、令和5年3月31日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	38.2 歳	370,190 円	730,803 円
医 師	40.0 歳	549,055 円	1,657,148 円

看護師	37.7 歳	285,760 円	501,386 円
事務職員	41.3 歳	284,124 円	466,975 円
団体平均	41.7 歳	333,252 円	606,742 円
医師	42.1 歳	587,141 円	1,463,664 円
看護師	40.0 歳	304,546 円	491,810 円
事務職員	44.1 歳	338,782 円	530,651 円
事業者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和4年度1人当たり平均支給額 1,490千円	令和4年度1人当たりの平均支給額 1,411千円
令和4年度支給割合 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセント まで 管理職加算 10パーセント	

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(令和4年4月1日現在)

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の 額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 2,647千円 19,192千円	1人当たり平均支給額 6,729千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算見込み)		333,638千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算見込み)		911,580円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師	365人	16.0%	— %

d 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算見込み）		1,442,573千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）		276,302円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算見込み）		92.6%			
手当の種類（手当数）		16			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和4年度 決算見込み）	左記職員に対 する支給単価	
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師 以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律 （平成10年法律第114号）第 6条第2項及び第3項に定め る感染症並びに管理者がこれ らに相当すると認める感染症 の病原体に汚染されている区 域において、感染症の病原体 を有する者若しくは有する疑 いのある者の看護等の作業又 は当該病原体の付着した物件 若しくは付着の疑いのある物 件の処理事業	54千円	日額290円	
	運転士	感染症の病原体を有する者又 は有する疑いのある者の搬送 業務			
伝染病防疫手当 （特定コロナ関連 業務）	職員	新型コロナウイルス感染症の 病原体に汚染され、若しくは 汚染されているおそれがある 病院、診療所、宿泊施設、患 者等搬送に使用する自動車内 部又はこれらに準ずるものと して管理者が認める区域にお いて、新型コロナウイルス感 染症から県民の生命及び健康 を保護するために緊急に行わ れた作業 (1) 患者等に接して行う診 察、検査、検体採取、治 療、看護その他の作業 (2) 新型コロナウイルス感 染症の病原体が付着した物件 又は付着した疑いのある物 件の処理の作業 (3) 患者等の搬送の作業 (4) (1)から(3)までに掲げる作 業以外の作業で管理者が認 める作業	342,410千円	日額3,000円 （患者等の身 体に接触し、 又は患者等 に長時間にわ たり接して行 う作業その他 管理者がこれ に準ずると認 める作業に従 事した場合に あっては、日 額4,000円）	
夜間看護等手当	助産師、看護師、 准看護師、臨床検 査技師、診療放射 線技師、薬剤師若 しくは看護補助員 （看護学校を卒業 した者に限る。） 又は管理者がこれ らに準ずると認め る職員	正規の勤務時 間による勤務 の一部又は全 部が深夜（午 後10時から翌 日午前5時ま で）において 行われる看護 等の業務	深夜の全部を 含む勤務	382,527千円	1回7,300円
			深夜における 勤務時間が4 時間以上	108,623千円	1回3,550円
			深夜における 勤務時間が2 時間以上4時	124,019千円	1回3,100円

			間未満		
			深夜における勤務時間が2時間未満	17千円	1回2,150円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		3,767千円	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務		55千円	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者及び診療放射線技術者			15千円	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務		3,090千円	1時間500円
医師手当	医師及び歯科医師	医療業務等		249,581千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務		4,760千円	月額100,000円
		放射線診療又は麻酔の業務		20,860千円	月額50,000円
		離島精神科医師の業務		12,140千円	月額150,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	161千円	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	—	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満	—	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務		—	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務		4,962千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業		—	日額230円

性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。		975千円	日額15,000円
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務に従事した場合に支給する。		34,438千円	1時間3,500円
感染拡大時派遣対応特別手当	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	4時間以上	2,645千円	日額45,600円
			3時間以上4時間未満	428千円	日額17,100円
			2時間以上3時間未満	308千円	日額11,400円
			2時間未満	91千円	日額5,700円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける職員	感染拡大防止対策作業	4時間以上	918千円	日額22,400円
			3時間以上4時間未満	176千円	日額8,400円
			2時間以上3時間未満	129千円	日額5,600円
			2時間未満	36千円	日額2,800円
		感染拡大防止対策作業以外の作業	4時間以上	437千円	日額16,800円
			3時間以上4時間未満	—	日額6,300円
			2時間以上3時間未満	—	日額4,200円
			2時間未満	15千円	日額2,100円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)から(3)まで又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)から(3)までの適用を受ける職員以外の職員	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	4時間以上	835千円	日額9,600円
3時間以上4時間未満			43千円	日額3,600円	
2時間以上3時間未満			10千円	日額2,400円	
2時間未満			5千円	日額1,200円	

特定看護分野業務 従事手当	看護師	専従の職員として届出がされている感染管理、皮膚・排泄ケア及び緩和ケアに係る認定看護分野の認定看護師が当該認定等に係る看護分野の業務に専ら従事したとき	1,233千円	日額500円
看護職員等处遇改善 手当	看護師、臨床検査技師等コメディカル及び看護補助員等	看護等の業務に従事したとき	142,812千円	月額2,400円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算見込み）	3,046,528千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）	948千円
支給実績（令和3年度決算）	3,086,016千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	1,007千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。
f その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 月額10,000円（16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算）	同じ。	—	357,292千円	262,715円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	428,567千円	277,031円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距	同じ。	—	216,641千円	96,285円

	離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	—	58,160千円	618,722円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ。	—	48,972千円	1,064,602円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。 (1) 医師又は歯科医師 月額344,500円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 精神科を本務とする医師 月額365,600円以内（35年間漸減しながら支給） (3) 薬剤師 月額50,000円以内（12年間漸減しながら支給）	異なる。	県立病院において、人材確保が困難である左記職種を対象に支給	1,318,968千円	3,118,127円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	372,924千円	541,254円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	459,300千円	225,258円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき6,100円	同じ。	—	73千円	12,200円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日

38時間45分	(下記以外) 午前8時30分 (教育庁(小中)) 午前8時15分 (教育庁(県立)) 午前8時30分 (警察本部) 午前9時30分	(同左) 午後5時15分 (同左) 午後4時45分 (同左) 午後5時 (同左) 午後6時15分	(同左) 正午から午後1時まで (同左) 45分(市町村による) (同左) 45分 (同左) 正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日
---------	----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------	----------

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況(令和4年1月1日から同年12月31日まで)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
750,684.9日	308,094.7日	21,351人	14日

備考 1 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む。)の合計である。

2 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

(3) 特別休暇等の状況(令和4年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公傷休暇(公務上の傷病)	必要と認める期間
2 療養休暇(結核性疾患)	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇(公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。))	90日(妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病により請求した場合は、120日。職員が精神性疾患により療養のための休暇を請求した場合は、最初に請求する場合に限り、連続する180日)の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内(6週間を下回らない)
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合	(1) 配偶者10日、父母又は子7日、祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日

(3) 結婚する場合	(3) 5日（企業局8日）
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震火災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震火災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続する15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から当該出産の日以後1年間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から11月（病院事業局は12月）までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
21 妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合	1回につき1日以内で必要な時間（頻度は妊娠週数又は産後期間による。）
22 妊娠中の女子職員がつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間（企業局10日を超えない範囲内の期間）
23 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間
24 旧盆	旧盆該当日のうち1日

25 風水震災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居が滅失し、又は破壊され、その復旧作業に従事する場合	(1) 本人の住居 10日以内 (2) 家族の住居 5日以内
26 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
27 社会に貢献する活動を行う場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間
28 組合休暇（無給休暇）	1 暦年について 30 日の範囲内の期間（警察本部を除く。）
29 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月の期間内において必要と認められる期間
30 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
31 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日（要介護状態にある対象家族が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
32 永年勤続職員休暇	勤続年数 20 年又は 30 年に達する職員に対し、1 回に限り 3 日以内（週休日、休日及び休日の代休日を除く。）で連続する必要と認める期間
33 介護時間（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5 職員の休業の状況（令和 4 年度）

(1) 育児休業取得者数

（単位：人）

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
202	667	869	8	71	79	12	56	68

(2) 自己啓発等休業

ア 取得者数（単位：人）

年度取得者数		
男性	女性	計
2	2	4

イ 取得状況

（単位：人）

教育施設			奉仕活動
大学	大学院	その他	

男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
1	1	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

(3) その他の休業

(単位：人)

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	0	0	1	0	1	0	5	5

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（令和4年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	1,039	1,039
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	2		2
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条の規定による場合	第27条第2項			1	1
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第7条の規定により失職しなかった者					0
合計		0	2	1,040	1,042

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（令和4年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号					

		3	2	12	2	19
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	2	1	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	0	0	0	1
合計		4	4	13	2	23

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業への従事等許可の状況である。

営利企業への従事等許可の状況（令和4年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業への従事等許可申請	490件	487件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）に基づく退職者（管理又は監督の地位にある職員であった者に限る。）の離職後2年間の再就職状況である。

再就職の状況（令和4年度）

（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
2	16	18

備考 1 公社等外郭団体とは、公社等の指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）別表1に掲げる法人である。

2 職員の退職管理の状況については、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/jinji/h29_saishyushokujoukyou.html）でも公開している。

3 令和4年度に再就職した者のうち、令和5年6月30日までに届出があったものを計上している。

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（令和4年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	県の組織と仕事、ビジネスマナー等	令和4年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	2回	180人
新採用職員後期研修	地方自治法演習、地方公務員法演習等	令和4年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	2回	143人
【教育庁】 新規採用事務職員研修	行政説明、講話等	小中学校新規採用事務職員	1回	8人
		県立学校新規採用事務職員	3回	5人

【教育庁】 新任主任事務職員研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任主任事務職員	1回	8人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任主任	1回	4人
【教育庁】 新任事務主査研修	講話、グループ討議、先進事例報告等 ※オンラインにて実施	小中学校新任事務主査	1回	4人
	講話、講義、実践演習等	県立学校新任事務主査	1回	2人
【教育庁】 事務長・事務主幹研修	行政説明、講話、先進事例報告等 ※オンデマンドにて実施	小中学校事務長・事務主幹	1回	77人
【教育庁】 事務職員研究大会	行政説明、講話、実践研究報告等 ※オンデマンドにて実施	小中学校全事務職員	1回	494人
【教育庁】 新規採用事務司書研修	行政説明、講話等	県立学校新規採用事務司書	3回	4人
【教育庁】 県立学校事務長研修会	行政説明、講話、先進事例報告等	県立学校事務長	1回	75人
【教育庁】 県立学校事務職員（図書館担当）研修会	行政説明、実践事例発表等 ※オンデマンドにて実施	県立学校事務職員（図書館担当）	1回	75人
【教育庁】 県立学校事務職員研修会	行政説明、講話、実践研究報告等 ※オンデマンドにて実施	県立学校事務職員	1回	299人
【警察本部】 新採用職員教養（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに、体力気力の錬成を図る。	令和4年度に採用された警察職員	3回	109人
【警察本部】 新採用職員教養（初任補修科）	警察官としての職務倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、地域警察活動の基本となる法学、実務、術科等の教養を実施する。	令和3年度採用（大卒以外）及び令和4年度採用（大卒）の新規採用職員研修（初任科）を修了した警察官	2回	86人
【警察本部】 昇任時教養	組織運営の中核を担う立場の職員としての知識技能の習得を図る。	巡査部長及び警部補（警察官）や主任及び係長（警察事務職員）に昇任し、又は昇任が予定されている職員	県学校 4回 ----- 県外学校 22回	36人 ----- 121人
【警察本部】 専科教養	職員の専門的知識の修得や実務能力の向上を図る。	警察職員	県学校 24回	308人
			県外学校 107回	119人
【警察本部】 語学研修	警察業務における通訳能力を有する職員を育成する。	警察職員	県学校 7回	11人

			県外学校 6回	6人
【警察本部】 訓練指導員研修	各種訓練の指導にあたる職員の指導力及び安全管理能力向上を図る。	訓練指導員に指定された警察官	14回	198人
【警察本部】 定期教養	警察職員としての職務倫理及び当面の警察業務における重要課題等について理解を深め、警察官に求められる誇りと使命感の醸成を図る。	一定期間、警察学校に入校して教養を受ける機会がなかった警部補以下の警察官	4回	84人
【警察本部】 警察車両運転技能研修	警察職員としての交通法令の知識研鑽と車両運転技能の向上を図る。	警察官	9回	253人
【警察本部】 原点回帰研修	採用後一定期間を経た若手警察官に、警察官としての第一歩を踏み出した時の気持ちを思い起こさせて、誇りと使命感の醸成を図る。	採用から5年を経過した警察官	6回	138人
【警察本部】 若手警察官早期育成講座	実務経験の浅い若手警察官の実務能力の向上を図る。	採用時教養終了後（大卒15か月、大卒以外21か月）から1年未満の警察官	4回	330人
【病院事業局】 新採用職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・局長講話 ・給与制度 ・人事評価 ・文書事務 ・情報セキュリティ ・会計事務の基本 ・経営企画、保険診療、材料 ・共済制度、公務災害 ・地方公務員の服務 	看護師、コメディカル、病院事務	2回	230人
【病院事業局】 主任研修	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理 ・県立病院の経営 ・メンタルヘルス ・コミュニケーション 	コメディカル、病院事務	1回	75人
【病院事業局】 主査研修	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員倫理Ⅱ ・県立病院の経営 ・中堅職員に求められる役割 	コメディカル、病院事務	1回	51人
【病院事業局】 管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> ・看護管理 看護職の確保・育成・定着化 対話とマネジメント 	看護師	1回	7人
【病院事業局】 診療情報管理士養成研修	一般社団法人日本病院会が実施する診療情報管理士の基礎課程・専門課程の通信教育を受講する。	病院事務	1回	4人
【病院事業局】 コンプライアンス・リスクマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスとは ・コンプライアンス体制をつくる ・不祥事発生時のマスコミ対応 	全職員	1回	161人
【病院事業局】 人材育成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人の基礎知識研修 ・コミュニケーション能力研修 ・OJTトレーナー研修 ・マネジメント研修 ・リーダーシップ研修 	病院事務	通年	150人

	<ul style="list-style-type: none"> ・病院経営の基礎研修 ・マネジメント研修 ・経営分析の研修 ・経営管理研修 			
主任級第一部研修	公務員倫理Ⅰ、メンタルヘルス等	主任級職員	4回	150人
主任級第二部研修	説明力向上	主任級職員	3回	137人
主査級第一部研修	公務員倫理Ⅱ、メンタルヘルス等	主査級職員	3回	94人
主査級第二部研修	求められる行動・姿勢、コミュニケーション等	主査級職員	4回	160人
再任用職員研修	再任用職員としての心構え等	再任用職員	2回	46人
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員の服務等	会計年度任用職員	1回	1,052人
班長級第一部研修	公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス等	班長級職員	4回	127人
班長級第二部研修	リーダーシップ	班長級職員	3回	116人
課長級研修	県職員の労務管理、人事評価制度等	課長級職員	3回	82人
管理者特別研修	講話、講演等	課長級以上職員	1回	315人
フレッシュマントレーナー養成研修	新採用職員職場における指導等を行うフレッシュマントレーナー制度について等	指名された職員	3回	84人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁及び民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	27人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	—	2回	2人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（令和4年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	受診率99.4パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している。）
職員の元気回復に関すること	教職員元気力アップ事業	【教育庁】 相談者数158名
	定時退庁日及び休暇取得目標日数の設定	【警察本部】 休暇取得目標達成率 年休10日以上：60.0パーセント、夏期休暇5日以上：96.0パーセント
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部局】 4か所（293戸） 東京34戸、名護54戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】 1か所（4戸） 名護4戸 【教育庁】 4か所（254戸） 沖縄本島92戸、久米島31戸、宮古66戸、八重山6

		5戸
医師、看護師、職員住宅及び民間住宅の借り上げ		【病院事業局】 北部18戸、宮古54戸、八重山72戸、附属診療所29戸
ライフプランセミナー		【知事部局】 ・50歳代からのライフプラン（45名） ・30歳、40歳代のライフプラン（46名）
ライフサイクルプランセミナーの開催（退職予定者） 世代別ライフサイクルプランセミナーの開催		【警察本部】 世代別（採用5年未満、20・30代、40・50代、セカンドライフ）に開催（資料を職員が閲覧できるシステムで視聴受講）

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（令和4年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
15	181	177	4	1	14

イ 通勤災害（令和4年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
2	10	11	0	0	0

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（令和4年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政 I	971	808	183	136	5.9
心理	19	17	5	3	5.7
社会福祉	41	36	13	13	2.8
電気	25	19	8	3	6.3
機械	18	12	6	6	2.0
土木	45	39	19	18	2.2
建築	18	15	6	6	2.5
化学	23	21	7	2	10.5
農業	49	42	14	7	6.0
農業土木	16	14	11	8	1.8

農芸化学	16	12	2	2	6.0
畜産	8	5	3	2	2.5
林業	10	10	5	4	2.5
水産	11	9	7	5	1.8
病院事務	95	86	14	12	7.2
警察事務	151	127	9	3	42.3
計	1,516	1,272	312	230	5.5

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
県立学校事務Ⅰ	239	146	15	12	12.2
県立学校事務Ⅱ	54	47	9	3	15.7
市町村立学校事務	250	175	60	32	5.5
計	543	368	84	47	7.8

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	383	157	12	7	22.4
土木	20	13	5	4	3.3
農業土木	46	14	5	4	3.5
警察事務	244	96	9	2	48.0
計	693	280	31	17	16.5

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	231	172	89	23	7.5
警察官A(女性)	61	41	20	10	4.1
警察官B(男性)	560	311	122	54	5.8
警察官B(女性)	234	92	50	18	5.1
計	1,086	616	281	105	5.9

オ 障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	43	35	22	11	3.2

計	43	35	22	11	3.2
---	----	----	----	----	-----

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	4月26日	4月28日から 5月20日まで	6月19日	6月30日	7月9日から 8月10日まで	8月22日
中級試験	4月26日	7月11日から 8月12日まで	9月25日	10月7日	10月23日から 11月9日まで	11月25日
初級試験	4月26日	7月11日から 8月12日まで	9月25日	10月7日	10月23日から 11月8日まで	11月25日
警察官A	4月26日	4月28日から 5月20日まで	7月9日及 び同月10日	7月20日	8月6日から 9月5日まで	9月16日
警察官B	4月26日	6月27日から 8月12日まで	10月15日及 び同月16日	10月28日	11月12日から 12月1日まで	12月23日
障害者を対象とした 採用選考試験	公告対象外	7月11日から 8月12日まで	10月16日	10月28日	11月10日から 11月18日まで	12月2日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（令和4年度）

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	合計	
統括監級	2				2	2
課長級	1	2	7		10	10
班長級		8			8	8
主査級		16	5		21	21
主事・主任級	3	3	9	8	23	23
学芸員	1				1	1
保健師	15				15	15
精神保健福祉士	2			1	3	3
獣医師	5				5	5
学校栄養職員		4			4	4
診療科部長				2	2	2
診療科副部長				1	1	1
医長				10	10	10
医師	4			59	63	63
看護師				155	155	155
薬剤師	1			9	10	10

診療放射線技師				4	4	4
臨床検査技師				1	1	1
臨床工学技士				6	6	6
理学療法士				3	3	3
管理栄養士				5	5	5
航海士			1		1	1
通信長		1			1	1
機関士	3	1			4	4
機関員		1			1	1
司厨員		1			1	1
甲板員		1			1	1
計	37	38	22	264	361	361

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（令和4年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	第2次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長 (一般)	大学卒業者 巡査の階級に3年以上 在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上 在級している者 その他 巡査の階級に5年以上 在級している者	第1次 令和4年3月12日 (予備試験) 令和4年3月22日 第2次 令和4年4月18日 第3次 令和4年5月31日 及び6月1日	593	582	80	50	41	14.2
警部補 (一般)	大学卒業者 巡査部長の階級に2年 以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年 以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年 以上在級している者	第1次 令和4年3月19日 (予備試験) 令和4年3月29日 第2次 令和4年4月19日 第3次 令和4年5月30日 及び同月31日 (予備試験) 令和4年6月14日	513	492	71	50	41	12.0
警部 (一般)	警部補の階級に4年以上 在級している者	第1次 令和4年3月26日 (予備試験) 令和4年4月5日 第2次 令和4年4月25日 第3次 令和4年7月12日 及び同月13日	403	393	71	35	27	14.6

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。
昇任選考の状況（令和4年度）

職種	選考申請人数									選考承認人数
	知事部局	企業局	病院事業局	議会事業局	教育委員会	警察本部	人事委員会事務局	監査委員事務局	合計	
部長級	8	2	1						11	11
統括監級	17		5		2	9			33	33
課長級	39	3	4		11	18			75	75
班長級	班長（主幹、課長補佐、学校事務長、県立病院課長等含む。）	71	6	2	1	27	6		113	113
	部長・副部長（医師）			18					18	18
	看護主幹（看護主幹、副看護部長等含む。）			12					12	12
	技師長（薬局長、副薬局長、副技師長・室長、主幹含む。）			2					2	2
主査級			4						4	4
主任級					1				1	1
計	135	11	48	1	41	33			269	269

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和4年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
令和4年10月4日	<p>○ 報告</p> <p>1 給与改定について</p> <p>(1) 給料表 給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当 期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。 支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和5年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。 再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。</p> <p>2 勧告実施の要請について 新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、職員においては、県民の公務に寄せる信頼と期待に応えるべく高い使命感と誇りを持って職務に精励していることに深く敬意を表する。 人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。 近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、</p>	

県民の安全・安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な給与の支給をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

○ 勧告

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.225月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

○ 公務運営の課題に関する報告

1 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、公務能率の向上を図る上で重要な課題である。

本県においては、令和2年4月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設け

勧告どおり実施

ている。任命権者は時間外勤務等の縮減に取り組み、災害の対応等に従事する部署についても他部署からの応援や業務の削減等で対処しているが、依然として、多くの職員に上限を超過する時間外勤務等を命じざるを得ない状況が続いている。

任命権者は、管理監督者が職員に対し上限を超えて時間外勤務等を命じた場合は、それが真にやむを得ず避けることができなかつたか検証し、職員の健康と福祉を確保するため、改善に向けた対策を講じなければならない。

教職員についても、全国的に長時間勤務が課題となっており、コロナ禍における業務負担も続いている。本県教育委員会が定める「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」や「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づく客観的な勤務時間の管理や休暇等の取得促進、校務分掌等の点検等、働き方改革の実現に向けた取組を着実に推進する必要がある。

上限を超えた時間外勤務等の検証を行うためには、勤務管理システム等から業務内容や所要時間等を客観的に把握できるよう運用することが有効である。

管理監督者においては、客観的な勤務の記録を検証し、業務配分の点検等負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。さらに、管理監督者の過重労働についても、任命権者は勤務状況を把握するとともに、その職責に配慮し業務体制の点検や健康管理に努めることが重要である。

併せて、議会対応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、デジタル化等の業務の合理化はもとより、関係機関が職員の勤務実態の検証結果等を活用し、協力して取り組むことが重要である。議会におかれても、職員の長時間労働の是正に配慮いただいているところであるが、今後とも御理解と御協力をお願いしたい。

また、従来から本委員会が言及している宿日直勤務の勤務体制についても、適切な管理に努める必要がある。

それぞれの部署において、業務の再配分や合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合は、業務の質と量に応じた増員を行う必要がある。また、過重労働によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施するべきである。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進等

ワーク・ライフ・バランスを推進するには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や状況に応じた働き方が可能な環境を整備し、各種支援制度が適切に活用されることも重要である。

任命権者は出産や育児のほか、介護、自己啓発等各職員のライフステージに即した支援制度の取得促進に取り組むことが求められる。職員が支援制度を利用しやすい環境づくりを推進するため、業務分担の見直しや代替職員の配置等の検討も重要である。

本県は本年2月に「沖縄県職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正し、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため任命権者が講ずべき措置を定めている。特に、男性職員の育児に関連する休業等の取得を促進することについては、男性のワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、女性の活躍推進のためにも重要である。

また、人事院は、国家公務員のフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化について、令和5年4月から実施させるよう、必要な措置を速やかに講ずることとしている。これについては、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するものであると考えられることから、本県においても、人事院の規則改正等を踏まえた検討が必要である。

時差出勤制度やテレワークを含めた柔軟な勤務環境を整備することについては、災害時における行政機能維持に有効な手段としても期待されるものである。任命権者は、これまでの取組から明らかとなった課題を検証し、柔軟な働き方に対応したICT環境の整備をはじめ、労務管理や人事評価等におけるルールづくりを行うことが重要である。

赴任に際し、転居を必要とする職員については、今後とも職員の住環境についての的確な状況把握に努めるとともに、公務に

支障を来すことがないよう、適切な取組を継続していく必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

人事委員会が受け付けた職員からの苦情相談のうち、パワハラ等ハラスメントに関するものが増加しており、相談件数全体に占める割合も、以前は年間2～3割程度であったものが、令和元年度以降は4～5割となっている状況である。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、職員の尊厳、人格を傷つけるハラスメント行為は懲戒事由に当たることを認識する必要がある。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により、組織を挙げて不適切な言動を行わない、行わせない意識啓発を図ることが重要である。また、ハラスメント事案発生時に迅速かつ適切な対応ができる相談体制の整備に努める必要がある。

(4) 心身の健康管理

職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりの観点からも非常に重要である。

近年、企業においても従業員の健康管理を経営的な視点で実践する健康経営が注目されており、県職員についても、令和4年8月26日に健康経営に取り組むことが宣言された。高齢層職員や女性職員の活躍を推進する上でも、職員の健康保持・増進の重要性は増しており、任命権者は健康経営に積極的に取り組む必要がある。

職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は上昇傾向にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係、家庭等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制を整え、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を実施し、迅速なメンタルヘルスマネジメントを行うことが重要である。

また、産業医の面接指導対象となった職員のうち、申し出た職員については確実に面接を受ける必要があるが、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負担の大きい職員については、本人の申し出がない場合でも産業医の面接指導を行う等、取組の強化を検討していただきたい。

ストレスチェックについては、受検率の向上に努め、集団分析結果を職場の環境改善に活用することが重要である。

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験申込者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験申込者数の減少に加え、採用辞退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想される。

人事院は、国家公務員の人材確保のための施策として、採用試験の実施時期の前倒しや、採用候補者名簿の有効期間延長等を実施するとしており、本県でも国等の動向を参考に、任命権者の意向を確認しながら研究する必要がある。

障害者の採用について、任命権者においては障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、引き続き積極的な採用が求められているところである。採用に際しては、既存の職に充てるだけでなく、障害特性に応じた職務の切出し、短時間勤務、適当な職の新設等も含めた多様な勤務のあり方の観点から検討する必要がある。

	<p>(2) 人材の育成 人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修や専門機関での研修等を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集合研修は中止や縮小等を余儀なくされている。 このように社会環境が変化する中であっても、インターネット等を利用したオンライン型の研修は、場所や時間に制限されずに受講が可能という利点がある。今後も、効果的な人材育成が行えるよう、従来の集合・対面型の研修と併せて、ICTを活用した新たな方法を積極的に導入する必要がある。 女性職員の登用拡大については、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、前期計画期間の目標は未達成であった。令和3年度から後期行動計画が開始されたところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらず一人一人の能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。</p> <p>(3) 能力及び実績に基づく人事管理の推進 人事評価は、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用するものであり、導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果がある。また、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導に繋がっている。 今後とも、評価者の資質と技術の向上を図るとともに、被評価者の制度への理解を深めるため、研修を充実させていくことが重要である。 なお、評価結果の給与への反映については、本則適用に向けて、制度の公平性・納得性を高める取組を行う必要がある。</p> <p>(4) 定年の引上げ 地方公務員法の改正により本県においても、定年の65歳引上げに関連する条例等の制定、改正等の手続きが進められているところである。 将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年の段階的な引上げ期間においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する必要があり、職員の年齢構成や退職者数の見通し等を踏まえた中長期的な観点に基づく採用計画が必要である。 また、管理監督職務上限年齢制（役職定年制）により降格した職員や高齢期職員の能力と経験を適切に発揮できる配置のあり方についても、継続的に検討しなければならない。</p> <p>3 服務規律の確保と法令遵守の徹底 本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生しており、飲酒運転、パワハラ、体罰に対する懲戒処分がなされている状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。 任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。
勤務条件に関する措置の要求の状況（令和4年度）

区分	前年度末現在 未処理件数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在	今年度の措置	年度末現在
				未処理件数に 係る処理件数	要求件数に係 る処理件数	

県 分	給 与	1 (1)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	1 (1)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	計	1 (1)	4 (4)	4 (4)	1 (1)	3 (3)	1 (1)
市 町 村 等 分	給 与	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	1 (1)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)
合 計	3 (3)	5 (5)	6 (6)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（令和4年度）

区分	前年度末現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数	今年度の審査 請求件数に係る		年度末現在 未処理件数
				前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の審査 請求件数に係る 処理件数	
県 分	分限処分	2 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)
	懲戒処分	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	転 任	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
	そ の 他	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)

	計	5 (5)	3 (3)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	2 (2)
市 町 村 等 分	分限処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	2 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
	転任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
合計	7 (7)	3 (3)	8 (8)	6 (6)	2 (2)	2 (2)	

- 備考
- 1 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としている。
 - 2 「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。
 - 3 「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
 - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074